

埼玉県博物館連絡協議会緊急時相互支援検討委員会設置要綱

1 名称

この委員会は、埼玉県博物館連絡協議会緊急時相互支援検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

2 設置目的

委員会は、埼玉県博物館連絡協議会（以下「協議会」という）加盟館園等、県内博物館・資料館施設において、災害等により所蔵資料及び施設等に影響が及ぶような被害があった場合、速やかに資料の一次的な救済・保管（博物館等資料レスキュー）を行うため、加盟館園相互の協力・支援体制を整備することを目的とする。

3 運営体制

委員会は協議会会長の承認を得て運営し、検討結果等は協議会総会及び役員会で報告する。

4 組織構成

委員会は各ブロックから選出された委員及び協議会事務局長で構成する。

委員長は協議会事務局長をもってあて、委員会を統括する。委員会は委員長が招集し、必要に応じて他機関等からの協力を得ることができる。

5 任期

委員の任期は2年とするが、再任することができる。

6 活動内容

(1) 災害等緊急時における、連絡網の整備

(2) 災害等緊急時における、下記計画の検討と立案

① 地域別・分野別の相互支援計画

② 被災した博物館等資料の応急的レスキュー計画

③ 被災した博物館等資料の安定化・再生のための計画

④ 災害等緊急時における職員派遣制度の検討

(3) 防災計画・危機対応マニュアルの整備

(4) 文化財レスキュー（防災、減災含む）に関わる研修・視察等の実施

(5) 他機関・組織及び大学等との連携

(6) 災害対策準備金の管理運営に関すること

(7) その他、文化財レスキュー（防災、減災含む）に関すること

7 協力・支援範囲

協議会加盟館園を基本とするが、加盟館園以外でも、所蔵資料の保存・管理に危険が生じた時、あるいは要請があった場合には、委員会で協議の上、加盟館園と同様の措置を講じることができる。

8 その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長の承認を得て委員会が定める。

(施行)

平成25年4月25日

平成28年4月22日一部改正

平成29年4月20日一部改正